

議第25号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市民プールの使用料を改定するため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第2（第11条関係）							別表第2（第11条関係）						
（単位：円）							（単位：円）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料										
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明						
グラウンドの部～屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場の部（略）							グラウンドの部～屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場の部（略）						
施設	名称	使用方法	使用料										
			幼児	小中学生	高校生以上								
プール	高山市民プール	1人1日につき	無料	50	260								
	清見B&G海洋センタープール												
	国府B&G海洋センタープール												
	奥飛騨トレーニングセンタープール												
施設	名称	使用方法	時間区分	使用料（1時間当たり）	照明料（1時間当たり）								
体育館・武道館の部（略）							体育館・武道館の部（略）						
備考（略）							備考（略）						

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。